令和5年4月3日 長野自動車道 山崎高架橋遮音壁補修工事

令和5年4月3日 長野自動車道 山崎高架橋遮音壁補修工事			
No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	入札公告3-1(6)	求める施工実績に「施工延長 300m以上の遮音壁工事」とありますが、施工延長300m以上の遮音板取替・支柱落下防止装置設置の施工をした工事は実績として認められますか。	技術資料作成説明書(技術資料様式)「5.技術資料(様式2)記載上の注意事項及び証明資料」に示すとおり、同種工事の契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類を添付し、施工内容を確認することができる場合、実績として認められるものとお考え下さい。
2	入札公告3-1(6)	求める施工実績に「施工延長300m以上の遮音壁工事」とありますが、施工延長300m以上の遮音壁支柱取替(遮音板その他は撤去・再利用設置)遮音板取替・支柱落下防止装置設置の施工をした工事は実績として認められますか。	No.1の回答に同じ
3	入札公告3-1(6)	求める施工実績に「施工延長300m以上の遮音壁工事」とありますが、施工延長300m以上の遮音板取替の施工をした工事は実績として認められますか。	No.1の回答に同じ
4	入札公告3-1(6)	「工事実績情報システム(以下「コリンズ」という。)において470 道路付属施設工001 新設工事002 遮音壁または002 取替え(補修)工事002 遮音壁に登録されている工事」有りますが、弊社の実績のコリンズには新設工事、取替え(補修)の記載がありません、工事概要には取替等の質問番号1.2.3に記載した内容は記載されていますが、実績として認めていただけますか。	No.1の回答に同じ
5	設計書(金抜き)単価表番号 3及び特記仕様書20-2 遮音壁エ	IV-O-4(H=2M)MI(A)480mにおきまして、パネル落下防止ワイヤー及びの固定金具の有無とあれば各々の種類をご教示願います。	単価項目IV-O-4(H=2M)MI(A)の板落下防止ワイヤー及び固定金具については、遮音壁標準設計図集及び遮音壁施工管理要領に基づき、必要となる数量を計上してください。
4	設計書(金抜き)単価表 番号3及び 特記仕様書20-2 遮音壁エ	IV-0-4(H=2M)MI(A)480mにおきまして、支柱回転防止ワイヤーはこの項目に含まれていますでしょうか。それか次項の支柱落下防止装置に含まれているのでしょうか。またそもそも設計として計上されていないのでしょうかご教示願います。	土木工事共通仕様書18-3-2に示すとおり、支柱落下防止装置に含まれるものとお考えください。
5		Ⅳ-O-4(H=2M)MI(A)480mにおきまして、撤去時には管理用扉の記載が図面上ありますが(12/17~14/17)新材設置(4/17~6/17)には記載がありませんので必要ないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりです。